

令和 3 年度事業報告書

3 年目となったコロナ禍に加え、今年 2 月 24 日のロシアによるウクライナ侵攻により、人物交流事業による海外渡航、来日は 2 年間延期となっており、折々、オンラインによる交流や講義活動を行った。また、海外活動支援事業については、海外派遣専門家等への渡航手続き等業務を昨年と同様に行い、緊急一時帰国や再渡航もあり、例年に変わらない収支状況となった。

1. 諸外国の研修団等招聘、邦人の海外研修等派遣事業 (定款第 4 条、第 1 項の事業)

1985 年創設以来、36 回目となる自主事業「ジュニア大使友情使節団」(訪問先の政府機関等の後援・協賛)の海外派遣は、対象を小学校 5 年生以上 20 歳未満の児童、生徒、学生とし、国際研修と友情交流を主たる目的としているが、ここ 2 年間はコロナ禍により、メールによる現地受入先との連絡を行い情報収集し、当協会機関紙等に現地状況を逐次、報告した。

また、海外の団体等からの依頼による、人物交流・国際支援を目的とした訪日グループに対する日本紹介研修・日本語研修・視察等を提供する事業も、コロナ禍により中止しており、来年度の実施を予定している。

2. 諸外国の国際理解促進を目的とした公益団体とともに、日本と諸外国との友好を促進する事業 (定款第 4 条、第 1 項の事業)

当協会内に、平成 18 年度より設置している、アジア・太平洋国会議員連合 (APPU) 中央事務局ならびに日本議員団事務局では、加盟国からの問い合わせへの対応や次年度に行う、キリバス共和国・国会議員団主催の総会の連絡業務を行った。結果、第 51 回 APPU 総会は、昨年度と同様にオンライン形態により、次年度秋の実施となり、キリバス議員団との連絡を密にしている。

一方、ロシア連邦・独立非営利法人との契約により、当協会職員を同団体に出向させ、日本とロシアとの友好・経済協力促進を図る業務は、今年 2 月下旬より事業を中断している。

3. 行政機関からの受託事業 (定款第 4 条、第 1 項の事業)

外務省は企画招請事業の実施をここ 2 年間は中止しており、平成 21 年度より毎年、落札している「新日系人招へいプログラム」については、過去の参加者からの現状報

告を受け、当協会機関紙や広報サイトに掲載し、交流のその後を広く報告した。

また、独立行政法人国際交流基金の「令和 3 年度日本語専門家等及び海外健康相談員の派遣事務に関する業務委託」を実施し、海外に赴任する日本語専門家等、のべ計 247 名に対し、昨年度と同様に、赴任、緊急一時帰国、再赴任等の事務作業を行った。

4. 諸外国と日本との国際交流促進事業 (定款第 4 条、第 1 項および第 3 項の事業)

令和 3 年度も前年度同様に、来日外国人に対する日本文化紹介や日本語・日本事情研修の実施はできなかったが、医療関係者などに国際交流に関する講義を対面ならびにオンラインにより実施した。

5. 調査・収集事業 (定款第 4 条、第 2 項の事業)

海外の事業関連先等とオンライン連絡をとり、現状の把握や今後の交流事業の可能性につき、情報収集した。

6. 広報誌の発行 (定款第 4 条、第 4 項の事業)

国際交流誌として、『the COMMUNICATOR』を毎月発行し、さまざまな機関で国際交流・協力活動に携わっている方々ならびに国際社会に強い関心を寄せる方々に情報を伝えるとともに横の繋がりの形成を計った。

また、令和元年度に当協会設立 50 周年を記念し発行した、『the COMMUNICATOR』の巻頭インタビュー記事 60 点を収録する『私と国際交流—インタビュー集』の販売促進、広報を行った。

以上